

2016年6月吉日

殿

中小企業家同友会全国協議会

会長 鋤柄 修

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F

電話 03(5215)0877(代) FAX 03(5215)0878

URL <http://www.doyu.jp>

2017年度国の政策に対する 中小企業家の要望・提言

中同協の概要

- ・中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は47都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
- ・創立：1957年4月、日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
- ・全国協議会設立：1969年11月
- ・会長：鋤柄 修（株エステム 代表取締役会長）
- ・会員数：4万5千名（企業経営者）
- ・会員企業規模：平均従業員数約30名、平均資本金1,500万円
- ・中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展、経営者自身の成長、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

目次

はじめに

2017 年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること…………… 3
2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化…………… 3
3. 東日本大震災からの復興を推進し、
大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める…………… 5
4. 円滑な資金供給と「経営者保証に関するガイドライン」の活用を…………… 6
5. 公正・公平な税制を目指して…………… 8
6. 公共事業の中小企業発注の拡充と
公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を…………… 15
7. 中小企業が活躍できる
環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築…………… 17
8. エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない
持続可能な社会を創造する…………… 18
9. 豊かな人間として育つための教育環境の重視…………… 20
10. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために…………… 21
11. 女性の企業家を増やし、事業を維持発展させるために…………… 24
12. 清潔な政治・行政の確立と
武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄…………… 24
13. その他…………… 24

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は、1969年（昭和44年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1973年（昭和48年）以降毎年、国の政策に対する要望・提言を、政府各機関とすべての政党および国会議員にお伝えし、懇談を積み重ねて参りました。

私たちは2003年から、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定を提言してまいりました。そして、2010年6月に「中小企業憲章」が閣議決定されました。私たちはこの画期的な憲章の具体化と活用を期待します。

「経営者保証に関するガイドライン」が公表され、1990年代から要望していた「連帯保証人の要らない制度融資の拡充」要求や、2000年代からの金融アセスメント法で提起した保証債務の有限責任化がようやく一歩実現しました。「経営者保証に関するガイドライン」が活用され、なるべく経営者の個人保証なしで融資が実行されることを希望します。

中小企業経営がいま望むことは、安全・安心の社会と国民の安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定的拡大を図ることです。私たちは、この課題に震災復興と結びつけて取り組むことを望んでいます。

私たちは、自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が発展できる環境をつくるために以下のような経営環境を求め、行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある要望と政策提言を行います。

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企業（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

2017年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること

(1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。

- ① 中小企業憲章を国民の総意とするため、**国会決議**をめざす。
- ② 中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めるため、首相直属の**省庁横断的機能を発揮する会議体を設置**する。
- ③ **中小企業担当大臣を設置**する。一億総活躍担当大臣を設置したような俊敏な設置を要望する。
- ④ 中小企業庁を**中小企業省**に昇格させる。

(2) 中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために、毎年、**中小企業重視計画と実現事項の検証を行う**ことを要望する。EUが欧州小企業憲章を制定後、毎年各国の中小企業重視計画と実現事項を検証していることが参考になる。また『**中小企業白書**』に、**中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目**を設ける。

(3) 中小企業憲章を国民各層に根付かせるため次の方策を提案する。

- ① 政府は、閣議決定した中小企業憲章に関して一般国民に対して説明し啓蒙する責務がある。中小企業憲章を推進するメッセージを発信し、メディアを活用し、「**政府広報**」などで**中小企業憲章の周知・広報**のキャンペーンを展開する。
- ② すべての省庁や地方自治体への周知方に努めるとともに、公務員の研修等でも中小企業憲章をテーマに取り入れることを促す。中小企業庁が発行する「**中小企業施策総覧**」や「**中小企業施策利用ガイドブック**」の冒頭に**中小企業憲章を掲載**する。これは中小企業憲章の理念と施策の関係を示すことであり、中小企業政策全体の理解を深めることにつながる。
- ③ **学校教育において中小企業の経済的・社会的役割を学ぶ機会**を充実させる。例えば「地域を支える中小企業事例集」を作成し、学校や大学で副読本・教材として活用できるように提供する。これは生徒・学生の仕事観・労働観を育てることにもつながる。また中小企業憲章をマンガ形式で解説した冊子を発行し、中小企業憲章に対する理解を国民各層に広げるなども考えられる。

2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

(1) 中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「**需要創出のための中小企業政策会議（仮称）**」を広範な中小企業の参加で設置する。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進する。

(2) 中小企業の仕事づくりを自治体が推進できるよう次の支援策を提案する。

- ① 自治体が地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるための「**仕事づくり**」交付金を創設する。たとえば「**トライアル発注制度**」（中小企業の新規性の高い優れた新商品の普及を応援するため、自治体が新商品を認定してPR等を行うとともに、一部を試験的に購入し評価する制度）を導入する地方自治体が交付金を活用し、新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を新製品購入や展示会出展等で場所代やブース代を無償にするなど支援できるようにする。

- ②自治体の大企業誘致に偏重した地域産業政策を改め、たとえば地域経済活性化のため地元中小企業を成長させる手法として、米国の地方自治体で実績を上げている「**エコノミックガーデニング政策**」（地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる新手法。地域内連携により中小企業が長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出する）等を取り入れる自治体を支援する。また、自治体が地元中小企業の実態や得意分野・技術など調査・把握し、海外も含めて積極的に販路開拓支援をする「自治体セールス」を実施する自治体を支援する。
- ③中小企業の仕事づくり・産業支援に地方自治体がどのような取り組みをしているか支援策の状況を取りまとめる。たとえば、中小企業庁が2009～2012年度に発行した「地方公共団体における官公需施策事例」のようなものがあれば、自治体の仕事づくり施策のヒントになる。
- ④指定管理者制度では、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やNPOの参入が十分配慮されるよう自治体への啓蒙・支援を進める。
- ⑤各自治体で立地適正化計画の策定が進められているが、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携、民間施設誘導など、立地適正化の対象にならない地域における資産価値の減少などが懸念される。また、経済や生活に関する影響が大きい。地元中小企業の声を聴き、住民参加で策定されるよう支援する。

(3) 海外展開・進出に取り組む中小企業を支援するため次のことを要望する。

- ①国は中小企業の海外展開に力を入れるとしているが、**日本貿易振興機構（ジェトロ）の人員と機能を強化・拡充**し、中小企業の海外展開支援を中心業務とした機関とする。
 - ②政府各省庁をあげて中小企業の海外展開のための**現地の法律・税制・市場に通じた専門家活用への支援**、海外見本市・展示会の拡充など進めること。中小企業の製品を紹介する英語版サイトを開設し、海外からのアクセス分析とマッチング支援に取り組むこと。現地企業の的確な信用情報が得られる態勢を整える。
 - ③テロ情報に接するなか、中小企業の場合もセキュリティ対策に力を入れたい。ただし、負担は大きなものになるので、リスク負担の一部を国として支援する。
- (4) 国は地域経済の抜本的な再構築を宣言し、地域の中小企業と住民の協力を得ながら総合的地域産業政策を図るために自治体に対し、**中小企業振興基本条例又は地域産業振興条例を制定・改定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化**をはかることを促す。**
- (5) 地方自治体で拡大している小規模業者登録制をさらに普及し、小規模工事を地域中小建設業者、官公需適格組合に随契発注して地域の仕事を増やす。地域の中小建設業、官公需適格組合の仕事確保、育成につながるため、随意契約制度の良さを積極的に活用する。**
- (6) 観光の価値を医療・介護予防の観点からも評価し、観光振興をユニバーサルツーリズムの視点から再認識する。中小企業におけるインバウンド需要の取り込みの支援を拡充するとともに、新たな観光産業の育成をめざす。**
- (7) 試験研究機関や高等教育機関に保有されている「死んでいる知的財産」を活かして中小企業家が事業化するため、コーディネーター役や金融機関も活用した総合サービス機関をつくる。**
- (8) 奨学金をうけて勉強した学生の奨学金の償還を中小企業で5年以上就学した学生については、特段の便宜を図る措置をとること。**
- (9) 地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の危機にさらされ地域の衰退が危惧されている。街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にし、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保することを基本ルールに据**

える。大規模小売店舗の立地規制についても強化の方向で再検討をする。

- (10) 大企業の事業所の突然な、あるいは、一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与える。そうした工場移転、閉鎖などにあたっては、その計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議するというルールを制度化する。また、10年以内に撤退・縮小した場合は、国や自治体が誘致のために負担した補助金など公共経費と事業所税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するというルールを制度化する。

3. 東日本大震災からの復興を推進し、大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める

- (1) 2016年4月に**熊本・大分を中心として発生した地震の被災地の復興**は東日本大震災の教訓を活かし、地域経済の自立的な復興を支援すること。宮城県南三陸町が2015年に実施した悉皆的な企業実態調査結果によると、多くの事業所が全壊の被害に遭いながらも、全体の6割近くが半年以内に事業を再開して地域の生産と雇用を守り、復興をリードした。この教訓を生かし、被災した企業が早急に事業再開できるよう、仮設事務所の提供、公租公課の猶予や金融返済条件の緩和、雇用維持のための助成金などあらゆる措置をすみやかに講じること。また、新しい都市復興計画は、コミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「**人間らしい生活の復興**」の理念を据え、地域中小企業を含む住民参加で策定すること。
- (2) 自治体がすべての中小企業の現状と課題を把握し、的確な施策を実施するための基礎的なデータを整備する**悉皆調査（全事業所調査）**を推進する。調査に掛かる費用等について国は支援し、自治体職員が地域の実態を知る機会とする。
- (3) **被災地における既存企業の業態革新、新分野展開、新産業、地域に必要な起業、雇用拡大のための制度をつくる**。調査などから雇用創出のヒントをつかむ。例えば、**公営住宅等の低料金での提供とインキュベータ施設・店舗の提供などにより、若者の創業のリスクの低減をはかりながら定着を狙う「移住創業」**を推進する。
- (4) 災害公営住宅の建築計画ではこれまでの経験を十分に検討し、地域の生活、風土や伝統を踏まえたものにし、構造は鉄筋コンクリートに限らず、木造なども視野に入れること。例えば、福島県の復興公営住宅の提案型買取住宅方式の第1号に採用されたW.ALC（ウッド・エイエルシー）工法の住宅などは、無足場で短期間の工期で施行できるものである。これらの仕事は、**地元の中小建設業に優先的に発注する**。
- (5) 人材不足、人件費の高騰などが深刻な問題となっている。その解決のため、特に県関係者においては働き手の県外流出を食い止め、**県外避難者が戻りやすい環境づくりの特区制度を活用**して行う。例えば、税、社会保険・労働保険料などの負担軽減、Uターン希望者に対する就業支援を行うことなど。
- (6) 早急に**政府の責任において中間貯蔵場所をつくり、東京電力福島第一原発の汚染水や除染ゴミなどを運びこむこと、放射能廃棄物について処理技術の確立をめざす**。除染を行うこと、除染技術を確立していくことは、国土を回復するという問題として捉え、あらゆる政策を動員して取り組む。廃炉や除染技術の研究施設を福島につくり、世界の科学技術者を総動員して問題の解決にむかう。
- (7) 東日本大震災以降、日本列島は本格的な地震の活動期に入ったといわれ、首都圏直下型震災等は高い確率での発生が予想されている。中小企業が大災害に被災しても、企業の再開と事業継続が迅速にできるよう**防災・事業継続支援体制を早急に確立**するために次のことを提言する。
- ①東日本大震災では、津波などで被災事業者が事業所・工場の設備・施設だけでなく、企業の帳簿類

や保有データなどすべてを失う事例が目立った。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成でも多大な時間と労力を要した。したがって、**平時から企業情報・データを安全な場所へ自動的に保管できるシステム**を安価に提供する。たとえば、民間業者が行う同様のサービスに補助して、安価に利用できる制度を創る。

②中小企業の「防災マニュアル」や「事業継続計画（BCP）」の策定支援、防災訓練支援を強化する。また、専門家に相談できる制度を創設する。

③災害時に被災中小企業が迅速に事業再開できるように広域の中小企業間などで相互連携・融通できる協定を結ぶことを促進する施策を企画する。中古機械を相互に融通することも考えられる。

(8) 政府は、自治体に呼びかけ、地域の中小企業が参加する地域防災計画・防災協定の締結を促進する。たとえば、**地域の中小企業と防災協定**を結び、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を早急に構築する。また、**中小事業所を地域の防災拠点**とするため、飲食料の備蓄や自家発電設備の設置、備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを個々の事業所又は団体と協定を結びながら、計画的に進める。

(9) 今後、大震災は継続的に発生する可能性のあるものと想定し、**復興庁**は「平成32年度末までに廃止する」とされているが、東日本大震災からの復興の業務に加え、米国の緊急事態管理庁（FEMA）にならい、**復興庁を災害への緊急即応機能を発揮できる官庁として強化し常設化**する。

(10) 発注政策を「**地域密着型公共工事**」に転換し、中小企業の仕事づくりにつなげること。

①**筐子トンネル事故など公共施設の老朽化対策**に財源、組織、人員を振り向け、社会資本の維持、改善・長寿命化に地域中小建設業を活用する。

②**首都圏直下型への防災・耐震計画**をすすめ、公共施設の耐震化、避難路沿道建築物の耐震化、木造密集市街地の住宅耐震と延焼防止などの予算を増やし、執行にスピード化をはかる。

③住宅の耐震化、省エネ改修、中古住宅の利用、木材利用、地域型住宅ブランド化など住宅の耐震性、快適性向上に補助金予算を増大させる。特に、災害時の避難場所となっている学校施設の耐震補強工事を前倒しで全国一斉に実施する。

(11) 欧米やアジアの主要都市に比べて立ち遅れている**無電柱化を加速**し、安全で快適な都市空間の確保、災害防止、景観向上を進める。2020年東京オリンピックを一つの目標として、日本全国の都市景観の向上に努める。

4. 円滑な資金供給と「経営者保証に関するガイドライン」の活用を

(1) 「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、制度として定着させる。

①**個人保証に過度に依存しない金融制度の確立をめざし、「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底を図る**

中小企業憲章（2010年6月、閣議決定）には「金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす」と明記されている。個人保証に過度に依存しない金融制度の確立は、円滑な創業や事業承継、事業の拡大を進め、地域経済の振興を図る上で不可欠である。一方、「ガイドライン」の利用はまだ一部の企業に限定されている。「ガイドライン」の周知方を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成26年12月改訂版）を普及する。また個別金融機関ごとの実績を公表するなど、さらなる活用促進を図ること。

②専用 ADR（裁判外紛争解決手続）を設けること

「経営者保証に関するガイドライン」及び「Q&A」を重く受け止め、中小企業庁及び金融庁は窓口を設け、中小企業及び金融機関の相談・苦情・調停などに応じ、本格的な紛争解決方法として専用の ADR（裁判外紛争解決手続）を設ける。当面、「全国銀行協会相談室」「あっせん委員会」の業務を拡大し、苦情処理手続および紛争解決手続等の実施を行う。

③経営者の資力に比例した限度でしか、保証人は責任を負わない原則（比例原則）の確立を

民法改正の議論が進められているが、個人保証における保証人保護策として、保証負担の過大性が認められるとき、保証人の負担を減じるのが比例原則である。例えば、保証契約で定められた保証人の負担が、保証契約の締結に至る諸事情に加え、保証契約の締結時の保証人となろうとする者の資産および収入に照らし過大であると認められる場合において、保証債務履行の際、その前 2 年間を平均した年間可処分所得の 2 倍に保有資産の価額を加えた額の限度まで、保証人の責任を減ずること。

④「個人保証共済制度」の検討を

小規模企業や自営業の多くが個人と事業の分離が難しい実態を考えると「経営者保証に関するガイドライン」の活用は限定的だと想定される。この問題の解決には個人保証を代替する制度の導入は有効であり、「個人保証共済制度」の創設を検討する。その際、「中小企業倒産防止共済」「小規模企業共済制度」等の共済金を応用できないかを研究すること。

(2) 「中小企業金融円滑化法」終了の時の中小企業の現場からの切実な声を受けとめ、次の施策を執ることを要請する。

①企業再生のための特別保証制度の創設

貸付条件の変更を行っている企業で、一定の支援があれば存続が可能な企業（営業利益を高める努力を続けている企業など）に対して、通常の保証限度額とは別枠で、長期の保証期間（10 年程度）の特別保証制度を創設する。

②中小企業倒産防止共済の拡充・強化

円滑化法の終了に伴い、円滑化法を利用していない企業にとっても連鎖倒産が起こるケースが増えることが懸念される。金融円滑化法利用企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、中小企業倒産防止共済の拡充をはかる。例えば、特別期間を設け、その期間中に加入した企業は、掛金を一括で払うことができるようにする。あるいは、取引先の倒産発生後の特別加入を認めるなど。また、倒産防止共済制度では、共済の口座を設けている当該金融機関に延滞がある場合、共済貸付金と他の貸付が強制的に相殺されている。国として差押禁止条項を設けるなど制度の機能の保全につとめる。

(3) 責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度の上限、1,250 万円を 2,000 万円に引き上げる。さらに、保証限度額を大幅に増額する。なお、特別小口保険に部分保証を導入しようとしているが、導入しないこと。

(4) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進める。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の**返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重**し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取る。返済履歴に「瑕疵」がある場合でも 10 年程度の経過とともに履歴から「瑕疵」を抹消する。さらに、保証協会に求償権の保証人として保証債務を負っている場合、事故後一定期間を経過したものは免責とするなど求償権の償却を進める。

(5) 中小企業向け貸出のうち、保証協会による保証付き貸出の割合が増えているが、**信用補完制度を**

利用できる金融機関を本来の使命からしても中小企業とともに生きる地方銀行や第二地方銀行、信用金庫、信用組合等に限ることを提案する。

- (6) 環境貢献度合いによって利率を変更する（引き下げる）融資取り組みである環境コベナンツ契約を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入する。また、民間金融機関が環境コベナンツ契約を締結した案件には利子補給などで支援する。さらに、「環境配慮型私募債」の発行への支援も検討する。地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討する。
- (7) 各信用保証協会については各地方公共団体が監督事務を実施すると定められている。利用者と保証協会との間にトラブルが発生した場合、利用者が各地方公共団体に相談・苦情を寄せることができるよう窓口を設置する。また保証審査結果や保証料率について利用申込者に対して丁寧に説明すること。
- (8) 2013年2月5日に公表された「ABL（動産・売掛金担保融資）に積極的活用について」を一層の活用に結びつけ、中小企業の経営改善に資する取り組みとするよう広報する。
- (9) 保証割合の見直しが検討されているが、中小企業の金融の円滑化に果たす信用保証制度の役割は大きなものがある。今の時代にふさわしい信用保証制度のあり方について論議を深めるとともに、中小企業の意見も聞きながら慎重に検討すること。
- (10) 金融庁で「金融機関の金融仲介能力を指標化」の検討が進められている。当会ではかねてより金融アセスメント制度（下記参照）を提唱しており、地域貢献度、中小企業貢献度、取引公正度など5つのカテゴリーごとのさまざまな指標も試案として作成している。検討の場に中小企業の代表者も加えるなど、広く中小企業の声が反映された制度とすること。
- (11) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化する。当面、金融庁及び中小企業庁は、各金融機関が実施する事業再生や経営支援、販路開拓など中小企業支援事業の取り組み状況を一覧で公表し、その状況を評価（アセスメント）する。

5. 公正・公平な税制を目指して

(1) 2016年税制改正における問題点

2016年度税制改正については、2015年12月24日、「税制改正の大綱」が閣議決定され、成長志向に重点を置いた法人税改革、すなわち大企業の法人税の徹底した減税がいわれる。しかし真に必要なのは公正・公平な税制の構築であり、法人税制においては、租税特別措置等により歪められ、縮小化されている課税ベースの正常化と「税」本来の機能である財源調達機能を回復することである。応能負担原則に則った公正で、公平な企業税制の構築を強く要望する。

(2) 法人税について

① 中小法人の多様性と活力を失わない税制の構築を

政府は、平成28年度税制改正大綱で、中小法人の赤字を「黒字法人の税負担」の片寄りとして捉え、「大法人と中小法人の制度格差が拡大」しているので「幅広い観点から検討を行う」としている。とりわけ、外形標準課税の適用対象法人の拡大に向けて強い意向をにじませている。中小法人の赤字を「お荷物」として課税の強化、市場からの退場を強制する視点ではなく、中小企業を、中小企業憲章が示す日本経済の主人公、地域経済・国民経済の柱と位置づけ、多様性と活力が発揮できる税制を構築することを要望する。

②負担能力に応じた税率の構築を

平成 28 年度税制改正大綱で、成長戦略の要として法人税の税率を現行 23.9% から 28 年度 23.4% へ、30 年度から 23.2% へ引き下げる。その結果、実効税率が現行 32.11% から 28 年度 29.97%、30 年度は 29.74% になる。この急速な税率の引き下げによる財源不足の具体的手当ては埋められていない。そのため赤字法人課税の強化へ向かい、強いものをより強くする方向に税制は向かっている。しかしながら、今必要なことは、直接地域や雇用を温め、国民所得の増大や、安心して暮らせるセーフティーネットの構築に向けた税制である。グローバルな税率引き下げの争いに巻き込まれることなく、また課税逃れを許すことなく負担能力に応じた税制を確立し、国民所得の底上げ、地域と中小企業を活発にすることで国民経済を活発にし、景気の本格的な回復を生み出すことが求められる。

消費税増税による景気の悪化や負担の増大にさらされる中小企業の現状を考慮して、恒久的な措置として所得 1,500 万円まで 11%（資本金 1 億円未満）の中小法人税率の導入を提案する。

③欠損金の繰越控除制度の限度額引き下げは中小企業に適用させないこと

企業は、様々な経営環境の中で試練を乗り越えながら経営をしている。厳しい経営環境の中で時には損失を抱えることがある。そのような中でも中小企業は、事業継続を続け地域や雇用を支え、社会貢献に取り組んでいる。外形標準課税強化の議論と同じように、中小企業を不効率や採算性が悪いとって市場から締め出すと、地域の雇用、豊かさを奪い、一層疲弊を進め貧困と格差が広がる。欠損金の繰越控除の限度額を作りその 100% の活用をさせない制度は、中小企業の経営を崩壊させ、地域と国民経済の活性化を奪うことにもなる。欠損金の繰越控除制度の限度額引き下げを中小企業に適用させないよう要請する。

④役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用する

役員報酬は、事実上「原則損金不算入」の状況に変わりはない。定期同額給与（決算から 3 ヶ月以内に変更し、期中では変更を認めず、変更した場合、変更した金額を損金不算入とする措置）と事前確定届出給与（定時株主総会で確定した役員賞与を総会開催から 1 ヶ月以内に税務署に届け出、届け出通りの支給のみを損金算入と認める措置）だけ損金算入が認められる。これでは、社会的に通常行われ、慣習的に認められてきた適法な様々な形態の役員報酬や賞与の支払いが事実上認められず、また激変する環境に素早く対応しようとしても税法が足かせとなり、企業の自主性を阻害することになる。本来、このような干渉を税法がするべきでなく、役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべく変更を求める。

⑤従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」を復活する

2008 年 4 月から 2012 年 3 月まで実施された人材投資促進税制を復活し、恒常的な税制として定着を図るべきである。

⑥大企業の実際の税負担率を調査し、公表を求める

法人税・法人住民税・法人事業税の法人三税の負担率は、大企業（資本金 10 億円以上と連結法人）が 19.6%、中堅企業（資本金 1 億円以上、10 億円未満）が 27.6%、中小企業（資本金 1 億円未満）が 25.5%（2010 年）といわれる。ここでは中小企業には一部軽減税率が適用されているにもかかわらず、大企業よりはるかに高い税負担率となっている。速やかにこの歪みを是正し、応能負担を原則とし、そこに税率引き下げによる財源を求めるべきである。

⑦地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

この制度は、政府が民間企業の力を借りた地方創生を税制面でバックアップするために創設され

たのであるが、そもそも企業を誘致するために多くの自治体は税金のバラマキを行い、力のある大都市を有する自治体が有利となっている。企業版ふるさと納税が一層この実態を拡大することにならないか、視点を変えた地域の活性化を要望する。

(3) 消費税について

①消費税制の再構築を～10%引き上げの再検討を

消費税率は、2014年4月に8%へと引き上げられ、2017年4月からは10%への引き上げが予定されている。このさらなる引き上げは当初より1年半延期されてのものである。今回のこのさらなる引き上げは、景気情勢に関わらず断行される予定ではあるが、経済再生を最優先するのであれば、やはり景気動向を慎重に見据えたうえでの引き上げでなければならない。現状の景気動向からすればこの引き上げは凍結すべきである。

現状10%への引き上げを前提に議論は進んでいる。その際、「軽減税率」の導入をいうもののその効果は何ら保障されるものではない。しかし、これが導入されれば、その事務負担は膨大なものと予想される。そしてこの事務負担はことさら中小零細企業に傾斜的に重いものとなる。現状の消費税に伴う事務負担だけでも中小零細企業にとっては十分重いものとなっていることも踏まえ、税率引き上げを凍結すべきことを要望する。

政府は、消費税率引き上げを社会保障関連支出と直接関連付けてその必要性をいう。しかし、消費税のみにより社会保障支出を賄わねばならないという根拠はどこにもない。他の税目においてもその用途が限定されているわけではなく、これらを社会福祉財源としても何ら問題はない。そもそも消費税は福祉目的税との大義名分のもと、その税率引き上げが容認されてきた。しかし、社会福祉財源も、租税特別措置をはじめとした様々な不公平税制の是正により十分に賄えるとの試算もある。わが国に消費税が導入され早四半世紀が経過した。これまで税率の引き上げをはじめ、いくつかの改正が行われてきた。しかし、これらはいずれも実質課税強化路線によるものに終始してきた。その結果、消費税の滞納は3,294億円（平成26年度、国税のみ）となっており、全体の55.6%を占めるに至っている。これは政府が予定する税の転嫁が出来ず、事業者自らが負担せざるを得ない現状を明確に現している。つまりは現状の消費税制は、本来予定する消費課税としてまったく機能していない。

消費税率2桁台への実現の前に、導入からこれまでの経験・実績を踏まえ、わが国の実態に合致した消費税制構築に向けた再検討を強く要望する。

②免税水準および簡易課税制度は現状維持のまま

事業者免税点は現在1,000万円であり、また簡易課税の適用水準は5,000万円とされている。この事業者免税点制度および簡易課税制度は、消費税相当額を価格へ完全に転嫁できない中小事業者の税負担や事務負担を考慮して設けられた制度であり、いわば中小事業者のセーフティーネットとして存在する。消費税率10%への引き上げに伴い「軽減税率」の導入が予定されている。この「軽減税率」の導入に当たり、これに対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の導入も予定されている。この制度のもとで事業者は、「適格請求書発行事業者」としての登録が要請される。この制度は適正な消費税転嫁を目的とするものといわれるが、同時に免税事業者の市場からの排斥、簡易課税制度の廃止にもつながりかねない。これまで政府は、「益税」を根拠にこれら制度を縮小してきた。免税水準の引下げ、簡易課税の適用水準の引下げはもとより、これら制度の廃止は、中小零細企業の負担を増大させ、とりわけ中小企業・小規模企業においては「強い経済」を取り戻すことに逆行する。中小企業を支援し「強い経済」を

取り戻すため、そして新規企業の育成のためにも、適格請求書等保存方式導入後においても実質的な免税水準並びに簡易課税制度が、現状維持のままとして機能する制度の構築を要望する。

③消費税の免税水準及び簡易課税の適用売上は事業年度終了時で判定する

現行消費税法は、原則として2事業年度前（基準期間）の売上高により免税事業者となるか、また簡易課税制度を選択できるかを判定している。この2年前の業績により今年度の取扱いが判断されるという矛盾を解消すべく例外的に、資本金1,000万円以上の法人は、設立後直ちに課税事業者となる。また、前事業年度の課税売上高が6ヶ月で1,000万円を超えた場合も課税事業者となる。しかし、これは起業意欲を減退させるばかりであり、先の矛盾の抜本的な解決策とはならない。むしろ、決算終了時に課税事業者か免税事業者か、あるいは簡易課税適用事業者か否かを判定する方がより公平であり、滞納の発生し難い制度となる。よって、事業者免税点制度や簡易課税制度の適用にあたっては基準期間制度を廃止し、当該事業年度時点で判定し、確定申告書提出の際、選択することができるよう要望する。

また、2012年4月1日以降開始する事業年度から、いわゆる95%ルールが見直され、課税売上高5億円を超える場合、仕入税額が全額控除できず、非課税取引分に対応する仕入税額は控除できないこととなった。この95%ルールは現行消費税制に不透明性をもたらし、とりわけ大企業に対し益税をもたらすものであることから、その導入当初から見直しを求める声が多かった。逆に中小事業者においてはその事務負担の煩瑣から存続を求める声が大きい。それゆえ現在課税売上高5億円以下の事業者には適用されないこととなっている。しかし、この5億円という基準は中小企業にとっては決して高い水準とはいえない。また卸・小売業とサービス業とが同じ水準であることも不合理である。よって課税売上高適用水準は少なくとも50億円～100億円にまで引き上げるべきである。

(4) 所得税課税について

①人的控除の拡大、購買力アップで真の経済成長をめざす

アベノミクス経済政策で株価が乱高下している。併せて2015年の経済成長も0%ともいわれ、ほとんど効果が現れていない。そこでは個人消費を拡大するために、賃金の引上げが不可欠である。また税制においても、個人購買力を下支えする政策が必要である。そのために国民多数を占める中・低所得者の所得税・住民税を減税することが緊急の課題である。ドイツでは生活保護基準より低い課税最低限は憲法違反だと最高裁で判断され、課税最低限が大幅に引き上げてきた歴史がある。景気対策だけでなく、わが国憲法の保障する生存権（憲法25）の税法的表現としての基礎控除を、2倍以上に引き上げるべきである。

また、配偶者控除の見直しもいわれているが、専業主婦と出生率を結びつける科学的な根拠はない。単純な廃止は、配偶者の生存権を税法上削除することとなり、大增税になるだけである。

②子育て支援について

平成27年税制改正で、教育資金の贈与の非課税制度の延長と、結婚・子育て資金の贈与の非課税制度の創設が行われた。これは景気対策の意味合いで進められているようであるが、本来子どもの育成を進めるのは、「公」であることを改めて確認する必要があるのではないか。高等教育に掛ける公的支出のGDP比がOECD諸国で最低であることなど、子どもの教育費などの将来不安が少子化の一因であることは否定できない。これらの改正は、多くの資産を持っている人には有利であることは明らかであり、格差の拡大・連鎖に繋がりがかねない。贈与税の非課税制度の拡大だけでなく、子育て、教育全体に対する総合的な政策とすべきである。当面、廃止されている年少扶養控除・特

定扶養控除の復活、拡大を要望する。

子ども版 NISA が創設され 2016 年から実施されている。未成年に株式投資の責任を負わせる政策は、経済政策としてまた教育として正しいことなのだろうか、慎重な議論と運用を求めたい。

③給与所得控除について

給与所得控除の上限が 2013 年に 245 万円とされ、2016 年から 230 万円、2017 年 220 万円と引き下げがおこなわれる。上限縮小そのものに反対するものではないが、給与所得控除全体の大幅な縮小には反対である。現在の給与所得控除は、必要経費控除だけでなく、勤労控除（労働力の価値）ほかの要素も含まれていることを考慮すべきである。給与所得控除を縮小することは給与所得者の可処分所得を減少させ、消費拡大に逆行することになるので反対である。

(5) 中小企業の事業承継について

中小企業家にとって、相続税は企業経営の結果として自らの努力によって作り上げてきた財産に対する課税であり、かつ自身の死亡に起因して発生するために相続人（家族）への負担、また企業の存続に重大な懸念を呼ぶ可能性があり、常に対応に苦慮してきた税金である。事業承継する場合は、事業用資産や株式の評価について免税とすることを基本とし進めるべきである。

①現実的で使いやすい事業承継税制に

2009 年から適用された事業承継税制は、従来の枠を超え、抜本的な事業承継のために株式の評価方法とした。具体的には、生前における事業承継のための株式の贈与、相続時の同族株式の評価についての評価減を認める納税猶予制度になっている。そこでは、同族株主が総株式数の過半数を占め、かつ相続人（推定相続人）が筆頭株主（被相続人を除く）である場合、その 2/3 までについて株価の 80% の軽減を認める。また株式の贈与の納税猶予については、相続時に仕切り直しを行い、株式の納税猶予を選択することも出来る。さらにこれを選択した場合には、事業の 5 年継続を義務付け、相続人が死亡の時まで株式を保有していた場合は軽減した税をすべて免除するというものである。さらに円滑化法では、雇用の 80% の継続や、民法上の生前贈与株式に対する遺留分を一定の要件の下、対象から除外する規定などが盛り込まれている。

2015 年からは事前届出の廃止、親族以外への承継が可能となり、さらに、事業承継の株式の贈与の承継期間に贈与された場合の免除が新設された。五年間の雇用の 80% 維持の要件はこの期間の平均と緩和されたものの、厳しい経営環境の中で柱を失うことに対する条件としてはまだ厳しく、複数の指標等、総合的な指標を含め検討するべきである。

そもそも本来中小企業の「取引相場のない株式」が、市場の取引を前提して評価される必要があるのだろうか。事業の清算や、売却などの一定事由で、残余財産の分配に相当する配当を所得に算入して、個人所得課税において総合課税を実施すればよいのではないだろうか。とりわけ、営業を継続しているときの通常の評価であっても、例えば配当を株式の額面価額の 3% 以下であれば、常に額面価額での評価を認め、相続時でも同じような評価を採用することが認められるべきである。

②相続税の基礎控除を 1 億円程度に引き上げる

相続税の基礎控除の定額控除を 5,000 万円から 3,000 万円に、相続人一人当たり 1,000 万円を 600 万円に大幅に引き下げるとする改正がされた。そもそも相続税は所得税の補完税として課税されていない資産に対して課税するもので、その当初から課税対象の水準は 4% を下回っていた。相続税が、再配分機能を損なったのは、最高税率 70% を見直して 50% に引き下げたことによるものである。最高税率を 55% にしたことは、再配分機能の強化として評価できるものであり、今後さらに最高税率を引き上げるべきである。しかしながら、高度成長によって地価が騰貴する前の

1950年代は100件の相続事例のうち相続税の対象になるのはわずか1件（課税対象割合1%）に過ぎなかった。その後、地価高騰により相続税の対象となる割合が著しく増大した。富の再分配を必要とする一部の資産家に対する税である相続税を本来の姿に戻すためにも、基礎控除を1億円程度に大幅に引き上げるべきである。

③事業用資産については、事業を承継するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて5年以上事業を承継した場合一定額を免除する

事業承継は、事業自体の存続を前提にするため、取引価額（時価）で資産を評価すること自体が問題である。事業用資産については、事業を継承するという条件の下で次のような事業承継猶予制度を設けるべきである。

- A) 事業用資産については通常の評価額とは別に「事業承継価額」（相続株式の納税猶予と同様に8割の減額評価）で評価する。
- B) 事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、通常の評価額で評価した場合の税額との差額を猶予する。
- C) 5年以内に事業を廃止した場合は当該差額を納付し、5年以上事業を承継した場合には当該差額を免除する。

(6) 地方税制について

①事業税の外形標準課税の拡大をしてはならない

法人税の実効税率を引き下げるための財源として、外形標準課税の拡大が進められている。2015年改正で資本金1億円超の法人に対して、所得割を1/2に引き下げ、付加価値割・資本割を2倍に引上げる改正がされた。2016年税制改正でさらに外形標準課税の割合を法人事業税の3/8から5/8へ引き上げようとする。税制改正の大綱では、中小法人への拡大の検討がいわれている。

外形標準課税は、人件費にその負担を求めるものであり、人件費比率の高い中小企業にとって負担の増加は明らかである。この税制導入は「応益負担」がその根拠とされているが、「人件費」の大きい企業は、雇用を生み出し、地域経済を支えている。地域へ「利益」を与えることはあっても「利益」を受けているとして課税負担の増加を求められることには理解できない。雇用の創出を課税対象とするのであれば、雇用を減らすことが企業経営としては選択肢になってしまう。雇用を減らすことを奨励する税制が、地域にとって利益をもたらすことなのかと問いたい。

赤字法人の多い中小企業にとって、外形標準課税の適用は死活問題である。財政危機や社会保障の充実が、消費税をはじめとした増税の理由であった。しかし、外形標準課税の拡大は、「稼ぐ力」のある企業への減税のためである。税金を負担する力のある企業への減税のために、雇用に課税を行う外形標準課税の拡大は絶対に反対である。

②固定資産税は、担税能力に応じて抜本的に見直すこと

固定資産税は、不動産の売却価額を基礎としてその評価額を算定している。収益力や担税力に応じていない固定資産税の増税が滞納と差押え件数の激増を招いている。中小事業者は経営状況の激変で、競争激化と空洞化の狭間にあり、事業用不動産の税負担が重くのしかかっている。固定資産税課税の基本的な考え方を売却価額から収益力、担税力に応じた課税方法を見直すべきである。

③償却資産税等の免税点を基礎控除とし、その金額を倍程度に引き上げること

償却資産税は免税点を越えるといきなり免税点以下の資産まで含んでその納税額が発生する。また、免税点そのものが、1991年に150万円になって以来変わっていない。このような不合理を解消すべく、免税点方式ではなく基礎控除方式とすべきである。また、その金額も現行免税点の2倍

に引き上げるべきである。

④中小企業の欠損金の繰戻し還付制度を創設すること

法人税においては、繰越欠損金の繰戻し還付が認められ、黒字決算で納税した次年度、赤字を計上した場合、還付が受けられている。担税力に応じた、納税を求める制度にすべきである。

⑤個人住民税の累進課税化の復活

2007年より、個人住民税は一律10%にされた。これは低所得者に対して負担が大きくなっており、高齢化が進む中で購買力の低下と滞納を生じてきている。担税力に応じた制度に復活すべきである。

⑥個人住民税の特別徴収について

個人住民税の納付について、本人が直接納税する「普通徴収」の他に、給与所得者はその給与支払者に徴収義務を課すという「特別徴収」という制度がある。原則は「特別徴収」となっているが、課税実務上は、事務負担への考慮等がされてきた。ここ数年「原則」の徹底が全国的に進められている。現場では中小事業者への指導が強行われているところである。事務負担に配慮し、柔軟な対応を求める。また、前年の所得を基礎に負担をする個人住民税に対して、給与支払者に納税義務を課す制度の見直しを求める。また、代理徴収を求めるのであれば、事務負担に対して正当な手数料若しくは奨励金制度を要求する。

(7) 納税環境の整備について

①国税通則法の目的を明記し、「納税者権利憲章」を早期に成立する

先般の国税通則法改正の目的は国税職員の職務執行のためのマニュアル化であり、そこではむしろ税務調査と徴収の強化が窺われる。国税通則法第1条に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、併せて先進諸外国にならい「納税者権利憲章」を早急に制定すべきである。

②税務行政手続きに関する規定を法定化する

A) 税務調査手続が法定化された。これにより税務調査手続の一定の透明性は確保されたものの、一方、調査職員にとって煩雑な作業となった。この煩雑な作業を回避するため「お尋ね」などといった行政指導が今まで以上に行われている現状がある。さらにこの行政指導という名目のもとで、実質的な税務調査が行われている実態もある。国税通則法に税務調査手続が法定化された趣旨に立ち返り、税務調査と行政指導とを明確に区分し、実施すること。

B) 政省令及び通達の制定改廃に当たって、予めその制定改廃過程を公表し、納税者の意見を反映させること。

C) 税務行政庁が発信する通達は、全て公開する措置を講ずること。

③政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員する

政府税制調査会の発信する答申・税制改正大綱は、毎年の税制改正に多大な影響を与える。この税制調査会に特別委員として中小企業の代表者が参加するものの、その数は1名に過ぎない。これでは中小企業の実態がその答申等に反映されることに期待を寄せることができない。わが国経済の根底を支える中小企業の現状をその答申等に反映させるためにも、政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを強く要望する。

④共通番号制度について

「社会保障と税の一体改革」を理由に、共通番号制度が2017年1月より施行された。そもそも世界の現状を眺める限り、この番号制度では、プライバシー漏えいの脅威となりすまし犯罪の多発が懸念される。この共通番号は、今後、民-民-官での利用を前提に、様々な場面での利活用が予定されている。プライバシー漏えいの脅威となりすまし犯罪問題はもとより、これの収集・管理が

求められる企業側も膨大な負担・リスクを背負うことになる。これら諸状況を勘案し、この番号制度利活用は、必要最小限に留めておくべきである。

6. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

(1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、下記の提案事項に沿って国の指導を徹底する。

- ① **公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底する。**
独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努める。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独禁法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など厳正に対処する。
- ② **地方公共団体等の公共事業では、最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力する。**公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げる。国においても最低制限価格制度を導入できるように会計法の改正を行う。
- ③ **公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約法」「公共事業最賃法」を制定する。**
また、地方自治体においては、ダンピング入札を排除し、公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約条例」を制定する。
- ④ **震災復興公共工事の増大で労働者、技術者不足、建設資材の値上がりにより、入札不調が増大している。発注官公庁は市場価格による予定価格づくりでなく、適正な賃金、管理経費、法定福利費を積み上げた適正な予定価格にする。**
- ⑤ **東京都大田区のように、労務単価を契約後に改めて見直す協議を建設業者らが区に請求できるようにするなどの工夫をする。**

(2) **公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高める。地域に精通した中小企業への受注機会を拡大する。**分離分割発注を拡大し、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行う。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守する。一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制する。

(3) **官公庁の一般競争入札基準(全省庁統一資格)は大企業偏重となっており、この基準を公平に見直し、中小企業の入札格付の幅を広げる。**入札基準(等級)を決める付与数値は、年間売上高、自己資本額、流動比率、営業年数等の項目が数値化されるが、「年間売上高」と「自己資本額」で80%を占めており、等級「A」または「B」を獲得するためには年間売上高が200億円以上でかつ資本金が10億円以上でないと困難。このような企業規模至上主義の基準では、技術や経営がいかに優良な中小企業であっても、3000万円を超える官公庁の事業案件等には競争参加ができないという著しく公平を欠くことになっている。この入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改める。例えば、「財務内容の質的评价」および「技術内容の評価」を加え、「年間売上高」と「自己資本額」の構成割合を低くするなど改善措置をとられたい。

(4) 「一般競争入札総合評価制度」の落札業者選定に当たっては、大企業優位に企業規模や工事实績偏重を改め、**中小建設業の地域貢献、地域精通力等を重視すること。**中小建設業が行った大震災復旧への貢献、防災協定への参加協力、耐震、消防、交通安全、祭り、町会協力などの地域社会貢献を「総合的に評価」すること。発注内容によって、「障害者雇用企業配慮型」「女性活躍企業配慮型」「高齢者活躍企業配慮型」「地域貢献企業配慮型」などの配慮内容を設定し、幅広い企業に機会を提供する

こと。

- (5) **中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応を進める。**そのために、①独占禁止法の「厳格な運用」をはかり、遵守させる。②公正取引委員会は、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施する。③公正取引委員会の権限の強化と指導の強化を図るとともに、公正取引委員会の職員の増員を進める。
- (6) 公正な取引の視点から以下の3点について取引条件の確立を図ること。当面、下請二法の適正な運用に努める。
- ①**海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買ったとき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査する。**その上で不公正取引発生にたいする適正化措置として、データの公表（企業名公表）を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図る。
- ②公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導して健全な取引環境づくりに努める。**特に、「下請かけこみ寺」では秘匿が保証できない場合、「下請目安箱」のような匿名で告発できるシステムを導入する。さらに、狭い地域では匿名による申告も難しい場合があり、行政の巡回調査による実態把握や下請法の啓発などを実施する。**
- ③**独禁法の「優越的地位の濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備する。**特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくる。また、下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないので継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとる。
- ④**下請法を改正し、建設業を適用対象に加える措置を取る。**
- (7) 下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとる。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、**納入業者に対する大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、納入業者の原材料価格高騰等を事由とした適正な価格転嫁が可能となる環境整備をする。**
- (8) 公正取引委員会『優越的地位の濫用ガイドライン』では、「その他取引の相手方に不利益となる取引条件」の想定例として、「取引の相手方が納期までに納品できなかった場合又は取引の相手方が納入した商品に瑕疵があった場合に、当該取引の相手方に対して課すペナルティについて、その額や算出根拠等について当該取引の相手方と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額又は当該瑕疵がなければ得られた利益相当額を超える額を負担させること」を優越的地位の濫用の具体例として例示している。さらに、同趣旨のことを「受領拒否」の想定例として例示している。この『ガイドライン』を大型店等の取引当事者間などに周知徹底する。
- (9) 大企業の支払い条件に、「期日指定の現金振り込み」というケースがあるが、検収翌月起算の6ヶ月後入金という企業もある。6ヶ月も納入した装置は無料で稼働している反面、中小企業は銀行融資を受けて運転資金をつないでいる現状がある。「**期日指定の現金振り込み**」での入金期日を**3ヶ月以内とする。**
- (10) 「大筋合意」した環太平洋パートナーシップ協定（TPP）では、政府・地方自治体などが基準額以上の物品やサービスを調達する際は公開入札が原則とされているが、地域振興のためには地元中小企業への発注拡大は欠かせない。中小企業への発注拡大に影響の出ないようにすること。また TPP に

ある ISD 条項により「地元優先発注」をうたった中小企業振興基本条例や公契約条例を制定した自治体が国際法廷に訴えられる可能性が否定できない。ISD 条項を撤廃すること。

7. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

(1) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組み

日本は 2030 年に 2013 年度比 26% 削減目標を COP21 にて提案したが、その目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で 99.7% を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献する。そこで、**中小企業の CO2 削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価される仕組みを構築する。例えば、温室効果ガス排出量取引市場に中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討する。**その仕組みづくりの検討にあたっては、中小企業の代表を参加させるなど、中小企業の現状を反映したものとする。

(2) 環境保全・自然再生型公共事業の拡大と小規模分散型産業の推進

① 中小企業の知恵と人材が活かせる環境保全・自然再生型の公共事業を拡大すること。

コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させる。地域の防災や雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくりやリサイクルの推進に努める。

② 資源循環型社会の構築に向けて、**国・自治体の財政負担を軽減し、環境保全・水循環再生・バイオマス利活用のために合併浄化槽の普及に努める。**合併浄化槽の処理水は、下水道と同等以上であることに鑑み「恒久施設」として位置づけ、その生活排水は処理済みと認知し、下水道計画を直ちに直視する事により、国・自治体の財政逼迫を解消し、生活基盤整備社会・環境保全・防災減災重視の政策を推進する。

(3) リサイクル・廃棄物処理問題

① **循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行う。**また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにする。

② リサイクルの段階では画期的な技術を持つが資金、信用力に乏しい中小零細業者が公平な評価と取り扱いをもって新規参入できるよう、行政が持つ補助金や各種支援制度等との有機的なシステムの構築整備をされたい。メーカーや中古品販売事業者などが一堂に会して、リユース（再利用）・リサイクル（再生）市場育成のためのシステムづくりを行う。

③ リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっている。有害廃棄物の国境移動につながるような「リサイクル」への規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なりサイクルが行われるような技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なりサイクルシステムの整備を急がれたい。

④ 低濃度 PCB 廃棄物については、地域ごとに PCB 廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整える。

⑤ 各地域にある焼却施設は、生ごみを分けることで焼却炉を傷めず、燃料消費も少ない。生ごみの分別を一層進めるとともに生ごみのバイオマス利用の促進を進める。また、焼却施設はコジェネレーション施設として発熱や熱供給の可能性もある。また、下水道処理施設もバイオマス活用としての可能性は高い。各施設の整理や施設更新には再生可能エネルギー施設として整備を求める。

(4) アスベスト対策

アスベスト対策は緊急の課題である。公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進める。

(5) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企业への支援

環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000の取得、環境保全対策の推進など環境共生型企业づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援する。

環境に配慮した製品の育成・需要喚起のために、環境に配慮した製品の競争力を高めるための資源大量消費型製品へのペナルティ（制裁金）などの措置を講じる。また、地域内資源循環や、究極的に廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを支援する。

(6) 国内及び海外の環境規制に関する機敏な情報提供体制の整備

「予防原則」の考え方にに基づき、欧州連合(EU)は、鉛やカドニウムなど6物質の電気・電子機器への使用を禁止するRoHS(ロース)指令や新しい化学物質管理システム「REACH(リーチ)規制」を実施している。環境省は、**国内及び海外の環境規制に関する情報提供体制を早急に整備**する。中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められている。

8. エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する

(1) エネルギー政策を大転換し、エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会

を創造する。政府はエネルギー基本計画で「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発などを着実に進める。このため、再生可能エネルギー等関係閣僚会議を創設」とある。ドイツでは、2050年までに再生可能エネルギーを80%に、省エネで50%までエネルギー消費を減らすとあるが、**日本も国民的世論と議論を踏まえ行動目標を決めること。**また、省エネルギーと再生可能エネルギーの開発・転換及び原発の計画的廃炉化を目指すうえで大きな役割を担う中小企業を位置づける。そのためにも、**地域でエネルギーの自立をめざし**ていく。

(2) エネルギー問題の解決とエネルギーシフトの推進のために次のことを要望する

- ①エネルギーは安価で安定的に供給されることが求められる。エネルギーの多様で多角的な供給構造の確立が喫緊の課題である。わが国のエネルギー安全保障上からも、**創エネ(再生エネルギー、LNG、石炭火力)と供給国の多様化をすすめ、技術開発・地域資源の利用を集中的に行い、調達コストを低減させる。**
- ②原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざす。また、放射性廃棄物処理をどのように最終処理するのかについて国が見解を示すことを強く求める。
- ③電力会社は徹底した企業努力を行い、電気料金の値上げを極力回避する。その上で、国は、【1】送配電を分ける等の電力事業の自由化をすすめること。【2】電力料金の総括原価方式は、原発をつくるほどに電力会社の資産が増えて利益になるもので、経営とは言えず、廃止すべきである。【3】50

ヘルツ・60ヘルツの統一問題も扱うこと。電力事業体制は大規模集中型から地域にある資源を活用して分散型エネルギー生産の戦略を重視した体制に移行する。電力の自由化を一層進める。発送電分離によって送電設備は発電会社から分離し、社会的インフラとして運営に当たる事業体に再編する。

- ④太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官民（市民）・金融の連携で支援する。
- ⑤エネルギーの需要を無理なくスマートにコントロールする「エネルギーマネジメント」を、家庭や中小企業などの消費者が利用できるようにする。そのため、多様な料金メニュー、サービス、電源の種類等を選べるよう、**エネルギーパスの導入、スマートメーターの導入促進、スマートグリッド（次世代送配電網）を構築する。**
- ⑥新しい再生可能エネルギーの実用化に向けた技術開発を進め、風力発電のための送電網の整備・広域運用、大型蓄電池の変電所や再エネ発電等への設置・開発促進、浮体式洋上風力発電などに積極的に取り組めるように風力や地熱に係る環境アセスメントの期間短縮、中小水力発電を進める河川法手続の緩和、主任技術者制度をはじめとした保安規制の合理化といった規制改革の実施を求める。
- ⑦**エネルギー消費の削減では、省エネ効率の高い製品の使用や生産設備への移行を促す誘導政策とともに地域分散型エネルギー政策への転換を強める。エネルギー消費の低減や労働環境の改善も含めて深夜や休日祝日営業などの業種による規制を検討する。**

(3) 再生可能エネルギーの「熱利用」の促進

- ①再生可能エネルギー利用は発電に偏っている面がある。ドイツには再生可能エネルギー熱法があるが、日本においても熱利用に関する基準や目安などを明確にすること。木質バイオマス発電が増加しているが、現在発電による売電のみで同時に発生している熱の利用がなされていない。熱供給の配管の整備をする際に、公道を通る場合、許認可などが受けられない場合が多い。事業所・工場等の廃熱・未利用エネルギー、地熱・地中熱などの地域資源や再生可能エネルギーを活用する場合、許認可の条件や規制を緩和すること。
- ②日本では、ビル管理法において温度を17℃以上28℃以下としているが、一般住宅における室温に関する規定はない。そのため一般住宅でのエネルギーが無駄に消費されている。室温はヒートショックを起こし生命の危険もあることから、一般住宅における室温に関する目安、省エネ基準の整備を進める。年間のエネルギー消費量が概ねゼロになるゼロ・エネルギー住宅の普及促進をはかり、中小企業の仕事づくり、省エネ技術の向上につなげる。省エネ住宅へのリフォーム支援などを特に実施する。

(4) 持続可能な地域社会づくりと農林水産業の保全

- ①食糧自給率を高めるため、安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展を図る。地域づくりでは、農業が、治水や環境保全にも役立っていることを考慮し、地域経済の主役となる地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめる。農業分野の産業振興策として耕作放棄地・遊休地など土地を活用できるようにする。
- ②国は「森林・林業再生プラン」を発表し、森林・林業政策を全面的に見直して木材自給率を現在の20%から2020年までに50%以上に引き上げるとしている。「プラン」の具体化に当たっては、地域の中小企業が参画して新しい仕事づくりにつながり、未利用材の更なる活用、地域木材の建材化など地域経済の活性化と資源循環型社会の構築に資するものとする。

- ③ CLT（直交集成板）等、新たな製品・技術の開発・普及や取り組みが、未利用材など地域材の活用、また木材利用とともに、省エネルギー技術の導入、木質の窓枠などエネルギーシフトの関連からの設計者・技術者・担い手の育成を進める。
- ④ TPPにおいては、地域の農林水産業が多大の打撃を受ける可能性がある。特に、次世代の若手経営者がやる気を起こす政策をとること。

(5) 次世代経営者・技術者育成のために次のことを要望する。

農業分野の雇用事業として「次世代経営者育成」や「雇用就業者育成」を支援しているが、これを農業に限らず対象業種を広げる。また、**エネルギーシフトを実現する社会的仕組み、教育制度を充実させる**。都市計画から省エネ住宅、コジェネレーションや地域冷暖房、再生可能エネルギーなど諸技術を研修するとともに、総合的に捉える人材を輩出する。

9. 豊かな人間として育つための教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

- ① 「中小企業憲章」は、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないうよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」と述べている。その具体化のため、**青年や子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会として中小企業での職場体験・インターンシップを小学校・中学校・高等学校・大学の授業の一環に組み込むこと**。また、日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れる。オーストラリアは1990年代後半以降、中等学校のなかに職業教育訓練の科目を設置し、現在、連邦全体の中等学校の9割以上が設置している。外部の職業教育訓練機関との連携を検討する。
- ② **大学生・専門学校生等のインターンシップ制度の実施にあたっては、企業の採用活動とは完全に切り離し、仕事のノウハウを覚えるという狭義の職業教育にするのではなく、学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うように指導する。**
- ③ 長期的視野に立って人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが必要である。そこで、これら**四者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的に支援すること**。学校評議員制度の実施にあたっては、**地域の企業経営者の任用を検討する。**
- ④ **中小企業についての正確な認識がはかられるように、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教える**。その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画する。徳島県教育委員会が、小中高校と特別支援学校の新任教員を対象に、県中小企業家同友会の会員企業等での職業体験を導入していることが注目される。就業体験を通じて教員自身の社会性を高め、児童生徒が社会的に自立するための指導の充実につながる効果が期待される。
- ⑤ **大学のあらゆる学部・学科が中小企業講座を増設することを支援し、大学生が誰でも中小企業について学ぶことができる環境を整備する。**

(2) 一人ひとりの子どもと向き合う教育に向けて

- ① 各学校の実情に応じたいねいな援助が可能となるような教育行政自体の改革をすすめる。
- ② 子どもは子どもの中で育つという子どもの集団自身が備えている育ち合う力を信頼し、子どもたち

で自主的に過ごす時間を増やすために、また教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持てるようにするために、義務教育での学習指導要領の改善と教師が30人学級で自主的に授業内容・授業時間を組み立てられるように改善する。

- ③子供を育てながら仕事を継続できる社会の実現や奨学金制度の拡充などの教育費負担を大幅に減ずる措置をとり、少子化を食い止め、「教育格差」を解消する環境の整備に努める。

(3) 就職活動のルールについて

一部経済団体が就職活動ルールを主導する現在のあり方に問題がある。政府・企業・学生・大学の幅広い代表が参加できる協議の場をつくり、規範意識を醸成し、ルールの実効化をはかる。中小企業の実態と声がルールづくりに反映されることが重要である。

10. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために

(1) 安心して働ける社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を

- ①厳しさを増す不況の中での社会保険料の従業員と事業主の負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽの財政は悪化し、保険料率は3年連続で引き上げられ、10%（全国平均）に達する。協会けんぽへの国庫補助率は、時限措置として16.4%になっているが、**健康保険法の本則上限の20%へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図ること。**

- ②今般の経済危機の中で雇用状況の急激な悪化が進んでいる。今こそ、**同一価値労働・同一賃金の原則を確立すべきであり、働きがいのある人間らしい働き方（ディーセント・ワーク）の実現に向けた国民的論議と検討を進める場を設ける。**また、労働分野の規制緩和・雇用改革の動きがあるが、「雇用」に対しては、非正規化、雇用の細切れ化など雇用の不安定化の進行、そして「ブラック企業」の横行による労働条件の切り下げスパイラル化など懸念がある。中小企業の声をよく聴くこと。

- ③最低保障年金の実現など、年金制度の抜本的見直しが検討されているが、老後の不安なく、安心して働き続けることのできる年金制度の構築を求める。年金をはじめ社会保障制度の拡充は、個人消費を回復させ、内需回復への牽引力ともなる。

A) 当面、国民が安心して老後を迎えられるような最低限の基礎的年金については、これ以上の社会保険料の引き上げではなく、国庫負担率2分の1への引き上げを直ちに実施し、年金水準の拡充を図る。年金制度の抜本的見直しにあたっては、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に提言し、国民的論議を起こしていく。

B) 中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。

- ④労働時間短縮の推進が求められるが、中小企業の経営実態に配慮し、労働時間短縮のための環境整備を推進する。「中小企業労働時間適正化促進助成金」制度はあるものの、これにとどまらず中小企業の時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が必要要件となっている。そこで、a) 省力化投資等に積極的な支援策を講じる、b) 取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行う、c) 発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図る。

- ⑤**景気変動時において雇用調整給付金を依然の水準に戻すこと。**国は雇用悪化に歯止めをかけるた

め、2008年12月には、中小企業に対する助成率（事業主が支払う休業手当などに対する助成割合）を3分の2から5分の4に引き上げ、2009年6月には、支給限度日数を3年間150日から300日に延長した。また、2009年2月には、過去にこの制度を利用したことがある場合、その期間満了の日から1年を超えないと利用できないという制限（クーリング期間の要件）を撤廃するなど、助成率引き上げ、要件緩和をしたため、09年度には約80万事業所が6,535億円を使うなど、全国の企業の多くが利用、要件変更後のこの制度は景気変動の影響から雇用を守る生命線としての役割を果たしてきた。ところが、景気回復と安倍政権による「雇用維持型から労働移動支援型への政策転換」を理由に、各種要件は2013年12月1日からリーマンショック前の水準に戻されてしまった。これを消費税導入後の景気変動等において依然の水準に戻すことを検討されたい。

- ⑥短時間労働者に対する社会保険の適用拡大については、従業員数501人以上（現行の被保険者基準で適用となる被保険者数）に適用することとなったが、「3年以内に対象を拡大する」としている。今後は中小企業とパート労働者の意見を十分に聴き、慎重に対処するべきである。
- ⑦労災保険の民間開放への動きがあるが、**労災保険制度**は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するためにも重要な制度である。そこで、この制度変更の検討に当たっては、労働者の約7割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働ける労働環境を実現できるものとしていく。また、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、特別加入制度について周知徹底を行う。
- ⑧**健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費を除外する**。通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにする。
- ⑨**雇用保険の被保険者資格を経営者の家族へも適用すること**。一般には、経営者とその家族は雇用保険に加入できない。しかし、家族は、「同居の親族」雇用実態証明書を提出し、家族の労働者性を証明でき、雇用保険を経営者の家族へも適用することができる場合があり、これを拡充する。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備

- ①公的機関が高齢者の多様な就労ニーズを高齢社会のテンポにあわせて実現させるための環境整備を図る。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討する。
- ②高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や改修、掃除などを公的に援助することにより安価に利用できる制度を行政と中小企業とがタイアップする方式で設ける。その際、能力や技能のある高齢者を優先的に活用する。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援

少子・高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を行う。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護支援制度の充実、家事代行サービスへの補助制度などを図り、女性の社会的進出を支援する。特に、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充や出産育児により長期に就労から離れる女性に対して社会復帰をはかるための教育訓練など施策を充実させる。

介護休業制度では、短時間勤務との組み合わせや期間の上乗せなど、それぞれの介護の実情に合わせた柔軟な介護休業制度とする。休業給付金の支給も、その実情に合わせ、支給日数の延長や給付額の引き上げなど一層の拡充を図る。また、介護者が昼間安心して働けるよう、介護保険などを活用した在宅介護サービスの充実を図る。

(4) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進

障害者総合支援法が制定されたが、働きたい障害者を応援し、多様な形で障害者雇用を促進してきた中小企業の役割を重視するとともに、雇用のみならず、工賃倍増・一般就労への移行などの自立支援に中小企業がさらに積極的に取り組むために、以下のようなことを提言・要望したい。

①総合的な地域連携の強化

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政（福祉・労働・教育など）の連携事例集の作成と徹底により、生活支援・就労支援センターを核とした事業を充実させる。とくに福祉分野と労働分野が日常的に連携し、かつ地域における中小企業（団体含む）と連携し、工賃倍増支援と一般就労が相矛盾せず、一体化して取り組めるような自立支援のシステム作りを急ぐこと。また、一般就労移行後も6カ月間に限定せず、引き続き、地域連携によるフォロー体制を充実させる。

②中小企業における障害者雇用を促進させる支援策の拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化

障害者雇用を職場で支援する「ジョブコーチ派遣制度」では、短期間の職場実習の場合も利用できるようにしたり、社内でのジョブコーチ養成支援など、障害者の職場実習や雇用に実際に取り組んでいる中小企業の声を反映させながら柔軟かつきめ細かい支援策をたてる。

初めて障害者を雇用する中小企業に対して奨励金を出す「ファースト・ステップ奨励金」が創設されたが、法定雇用率での雇用を求められない50人未満の中小企業にも対象を拡げるなど、障害者雇用に熱心に取り組んでいる50人未満の企業に対する支援策を拡充する。

障害者作業施設設置等助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の対象とする。

障害者の雇用は、地域などから頼まれて雇用することも多いが、このようなハローワークを通じたものではない障害者の雇用（トライアル雇用含む）についても、助成金の対象とする。

障害者を多数雇用している企業に対して、優先的に公的発注をする。

宅地化が進み、障害者を雇用する企業・工場が移転を迫られることで、移転先に通うことが困難な障害者も出るおそれがある。地域づくりでは、地域で暮らす障害者が地域で働けるような、自転車で通えるくらいの距離に会社があるような地域づくりをしていく。

③障害者雇用納付金制度の見直しについて

納付金制度は100人を超える規模の企業が対象だが、法定雇用率を超過達成している100人以下の企業に対しても、100人を超える規模の企業と同一基準で雇用調整金を支払う。

④障害者の雇用状況の調査とその公表

障害者の雇用状況の調査とその公表に当たっては、大企業より中小企業の方がより多くの障害者を雇用している実情が正確にとらえられるように、法定雇用率適用外の従業員規模49人以下の企業における障害者雇用の状況も毎年調査し、発表する。

(5) 外国人研修・技能実習制度の拡充

外国人研修生・技能実習生受入事業の充実として、支援措置の拡充ならびに研修生の入国手続きの簡素化等環境整備を図る。外国人研修生・技能実習生の宿泊施設、住宅の提供、住宅の斡旋、労災保険や健康保険等の制度の充実を図る。学業を終えた留学生を企業が雇用する意思がある場合、就労ビザの取得ができやすいように在留資格の要件等を緩和する。

また、技能実習制度の期間を3年から5年に延長する。なお、老齢年金の給付に結びつくことが少ないにもかかわらず、本人と会社が負担する技能実習生の厚生年金については廃止する。

11. 女性の企業家を増やし、事業を維持発展させるために

(1) 女性経営者の起業支援、経営支援のワンストップサービスの仕組みを全国に

女性の視点で地域密着生活密着型の新事業を創造する可能性を持つ女性に関して、アメリカではワンストップサービスとして、「女性ビジネスセンター」WBCを全米108カ所に置き、カウンセリングや経営支援を提供している。これらは女性だけが利用しているわけではなく、約3割の利用者が男性となっている。日本でもこのような起業支援、経営支援の仕組みが求められる。女性経営者の起業支援のキャンペーンをするなど特段の工夫が必要である。

(2) 登記など手続きを低コストで完了できるサービス

登記の手続きそのものにも費用がかかり、専門家に依頼すれば総額で数十万円を超える場合もあるため、手続きを簡便にするとともに自分で手続きできるようなサポート、相談窓口を設けるなどの支援が必要。

(3) 女性が経営する中小企業に対する公共調達の数値目標を定める

女性が経営する企業の経営基盤を支援するため、公共調達における仕組みを活用し、女性が経営する企業への発注の数値目標を定める。アメリカでは5%を目標に取り組んでいることが参考になる。

12. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

(1) 政治腐敗を招く根元である政党への企業献金・団体献金は禁止する。政治・行政に対する国民の信頼を回復させるために、公務員倫理の確立と厳正な実行、高級官僚の関連業界への天下り禁止、国民への情報公開などについて、さらに真剣な努力を行う。

(2) 中小企業は第2次世界大戦を通して「中小企業は平和でこそ発展する」という教訓を得た。中小企業家同友会は「3つの目的」において「中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざす」と明記している。

戦後70年を経て、中国などアジア諸国との経済関係がいつそう緊密となる中で、平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望される。日本国憲法の平和理念にのっとり、国際社会の平和のために日本の役割をいつそう強化すべきである。国際紛争は国連を通じて平和裏に解決する努力が求められている。

13. その他

(1) 通関業の立て替え払いの是正について

通関業者は輸入業者の代理で輸入申告をするが、その際業界の悪しき慣例として通関業者が関税・輸入消費税を立て替えることがある。その立て替え金額が尋常でなく、そのための資金繰りで中小企業では困難な状況になる。輸入業者が直接納税する仕組みを大企業から広く勧めること。例えば、輸入申告書を作成する際に、輸入者名義の口座しか入力できないようにする。

(2) 中小企業に期待されている役割に比べ、実態の諸側面を定量的に調査した各種統計の整備・公表が遅れているので、速やかに改善する。

以上

中小企業家同友会所在地一覧表

中小企業家同友会全国協議会 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F TEL03-5215-0877

同友会名	〒	所在地	電話
北海道中小企業家同友会	060-0906	札幌市東区北6条東4丁目8-44 札幌総合卸センター 8号館	011-702-3411
青森県中小企業家同友会	030-0931	青森市平新田字森越 12-28 2F	017-752-0171
岩手県中小企業家同友会	020-8551	盛岡市上田4-3-5 盛岡市産学官連携研究センター 1F	019-626-4477
宮城県中小企業家同友会	983-0852	仙台市宮城野区榴岡1-6-3 東口鳳月ビル4F	022-355-2771
秋田県中小企業家同友会	010-0965	秋田市八橋新川向4番23号 みどりやビル2F	018-867-7471
山形県中小企業家同友会	990-2461	山形市南館3-26-26 スタジオ・アヴァン102	023-645-5500
福島県中小企業家同友会	963-8005	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館5F	024-934-3190
茨城県中小企業家同友会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3F	029-243-8230
栃木県中小企業家同友会	321-0968	宇都宮市中今泉2-3-13 小山ハイツ103	028-612-3826
群馬中小企業家同友会	371-0013	前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル4F	027-232-0001
埼玉中小企業家同友会	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ10F	048-747-5550
千葉県中小企業家同友会	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル7F	043-222-1031
東京中小企業家同友会	102-0074	東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F	03-3261-7201
神奈川県中小企業家同友会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル3F	045-222-3671
山梨県中小企業家同友会	400-0047	甲府市徳行3-9-28 中村ビル	055-236-5537
長野県中小企業家同友会	380-8553	長野市若里4-17-1 信州大学工学部キャンパス内 信州科学技術総合振興センター 2F	026-268-0678
新潟県中小企業家同友会	950-0926	新潟市中央区高志1丁目3-21	025-287-0650
富山県中小企業家同友会	930-0827	富山市上飯野25	076-452-6006
石川県中小企業家同友会	920-0059	金沢市示野町南52 AKビル3F	076-255-2323
福井県中小企業家同友会	918-8205	福井市北四ツ居1-34-19 サンリードビル1F	0776-54-9699
静岡県中小企業家同友会	420-0857	静岡市葵区御幸町8 静岡三菱ビル6F	054-253-6130
愛知中小企業家同友会	460-0003	名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス2F	052-971-2671
三重県中小企業家同友会	510-0066	四日市市南浜田町2-14 水谷ビル3F	059-351-3310
岐阜県中小企業家同友会	500-8259	岐阜市水主町1-176-2 ピースランドビル3F	058-273-2182
滋賀県中小企業家同友会	525-0059	草津市野路8-13-1 KE草津ビル1F	077-561-5333
京都中小企業家同友会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-5321
大阪府中小企業家同友会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F	06-6944-1251
兵庫県中小企業家同友会	651-0087	神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル9F	078-241-1230
奈良県中小企業家同友会	630-8215	奈良市東向中町6 奈良県経済会館407号室	0742-25-5660
和歌山県中小企業家同友会	640-8158	和歌山市十二番丁60-1 デュオ丸の内2F	073-422-3782
鳥取県中小企業家同友会	683-0804	米子市米原5-3-20 相野ビル2F	0859-30-2663
島根県中小企業家同友会	690-0056	松江市雑賀町227	0852-59-5970
岡山県中小企業家同友会	700-0936	岡山市北区富田29	086-222-7473
広島県中小企業家同友会	730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ8F	082-241-6006
山口県中小企業家同友会	753-0211	山口市大内長野776-2	083-941-5741
香川県中小企業家同友会	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4F	087-869-3770
徳島県中小企業家同友会	770-8056	徳島市間屋町43	088-657-7363
愛媛県中小企業家同友会	791-8057	松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ内	089-968-3112
高知県中小企業家同友会	781-8122	高知市高須新町1-14-6 田中興産ビル2F	088-882-5581
福岡県中小企業家同友会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11F	092-686-1234
佐賀県中小企業家同友会	840-0015	佐賀市木原3-15-1 (株)ギョートク内	0952-27-7856
長崎県中小企業家同友会	850-0875	長崎市栄町1-20 大野ビル5F	095-822-0680
熊本県中小企業家同友会	860-0834	熊本市南区江越2-1-7	096-379-8101
大分県中小企業家同友会	870-0888	大分市三ヶ田町3-4 ステラ・コルテ2F	097-545-0755
宮崎県中小企業家同友会	880-0915	宮崎市恒久南3-3-2 恒吉ビル2F	0985-50-3665
鹿児島県中小企業家同友会	890-0056	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル201号	099-259-1070
沖縄県中小企業家同友会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター 603	098-859-6205